

事務連絡  
平成 21 年 7 月 22 日

各 { 都道府県  
政令市  
特別区 } 新型インフルエンザ担当部（局）

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う運用の変更について（Q&A等）

標記について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号）が、本日、公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところであるが、その運用に係る参考資料を、下記のとおり作成したので、貴管内の関係者に対して周知願いたい。

## 記

別紙 1 感染症法第 12 条に基づく医師の届出までの流れについて

別紙 2 省令改正に伴う医師の届出の変更についての Q&A

別紙 3 クラスタースurveイランスの全体的な流れについて